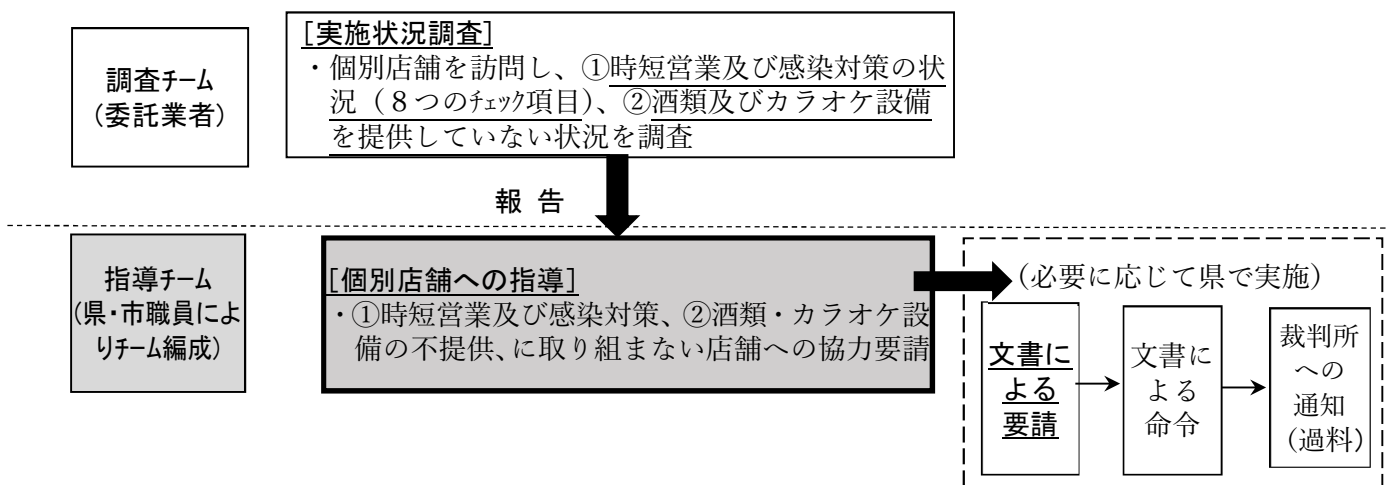


飲食店等への個別要請について

1 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づいた「飲食店等への施設の使用制限の要請」について、これまで調査チームと指導チームを設置し調査及び指導を行ってきたが、指導を通じて、20時以降の営業若しくは酒類・カラオケ設備の提供を行っている店舗に対して、文書での個別要請を行う。

2 調査・指導体制



3 個別要請の通知

(1) 要請内容

特措法第45条第2項に基づき、通知日から6月20日までの間、施設の20時までの営業時間の短縮及び酒類・カラオケ設備の提供の禁止を要請

(2) 対象店舗数

区分	調査実施店舗	指導店舗	個別要請店舗
店舗数	27,636店舗	305店舗	48店舗

(3) 通知日

6月11日(金)

(4) 実施方法

郵送(特定記録郵便)